

倉敷市建設工事総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る総合評価競争入札方式の実施に関し、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「総合評価競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式の競争入札をいう。

(対象となる工事)

第3条 総合評価競争入札の対象となる工事は、次の類型に該当する工事とする。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が特に小さい工事で、同種工事の経験・成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、簡易な施工計画、同種工事の経験・成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、(2)に加え、安全対策、交通や環境への影響及び工期の縮減等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、(3)に加え、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

2 特別簡易型は、前項第2号から第4号に該当する場合を除いて、設計金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が2億円以上の工事において実施するものとする。ただし、緊急を要する場合その他総合評価競争入札により難しい特別な事由があるときは、この限りではない。

3 簡易型、標準型又は高度技術提案型は、倉敷市建設工事入札指名等委員会規程（昭和59年倉敷市訓令第1号）第2条に掲げる副市長委員会（以下「副市長委員会」という。）の審議を経て選定する。

4 前2項に規定する場合のほか、市長が特に必要と認める工事は副市長委員会の審議を経て選定できるものとする。

（入札手続）

第4条 総合評価競争入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、この要領に規定がないときは、倉敷市一般競争入札（条件付）事務処理要領（平成21年4月1日施行。以下「一般競争入札事務処理要領」という。）の規定によるものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第5条 市長は、総合評価競争入札の実施に当たり、当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、令第167条の10の2第4項の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（技術評価委員会の設置）

第6条 総合評価競争入札を実施する場合において、価格以外の技術的な要素の審査及び評価等を行うため、倉敷市総合評価競争入札技術評価委員会（以下、「技術評価委員会」という。）を設置する。

2 技術評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は総務部長を、副委員長は工事検査課長をもって充て、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員は、当該建設工事の施工担当の部長及び課長並びに契約課長をもって充てる。

（入札時に必要な資料）

第7条 市長は、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術資料及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を入札参加希望者から提出させることとし、提出された技

術資料等は返却しないものとする。

- 2 提出期限以降における技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- 3 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(落札者決定基準)

第8条 市長は、総合評価競争入札を実施する場合には、評価基準、評価の方法その他の基準からなる落札者決定基準を定めるものとする。

- 2 前項の落札者決定基準は、技術評価委員会での審議を経て副市長委員会において定めるものとする。

(入札の公告)

第9条 総合評価競争入札を実施する場合は、入札公告に次の事項を加えて公告するものとする。

- (1) 総合評価競争入札である旨
- (2) 当該総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等
- (4) その他必要と認める事項

(評価基準)

第10条 評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目

評価項目は、総合評価競争入札の種類及び工事の目的及び内容により必要とされる技術的要件等に応じ設定するものとする。

- (2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

- (3) 加算点

各評価項目の得点を合計したものを加算点とし、加算点は10点から30点までの範囲内で定めるものとする。

- (4) 標準点

技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点として100点を付与する。

(評価の方法)

第11条 価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、標準点に加算点を加えたもの

（「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

（落札候補者の決定）

第12条 市長は、次の要件に該当する者のうち評価値の最も高い者を落札候補者とするものとする。

（1）入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

（2）低入札価格調査において、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められたこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、倉敷市電子入札等実施要綱（平成21年倉敷市告示第374号。以下「電子入札等実施要綱」という）第15条の規定による電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

（入札参加資格の審査）

第13条 市長は、入札公告に示した書類を落札候補者から提出させ、当該落札候補者が入札公告において定めた入札参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。

（落札者決定の方法）

第14条 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者として決定するものとする。

2 前項の場合において、落札者を決定しようとするときは、特別簡易型の場合を除き、あらかじめ副市長委員会の審議を経るものとする。

（無効の入札）

第15条 電子入札等実施要綱第16条及び一般競争入札事務処理要領第13条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。

（1）技術資料等の全部又は一部を提出しない者のした入札

（2）技術資料等の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない入札

（3）技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札

（総合評価結果の公表）

第16条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに落札者に対しその旨を通知するとともに評価値等を含む当該入札結果を公表するものとする。

（落札者とならなかった者に対する理由の説明）

第17条 入札参加者で落札者とならなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（倉敷市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、当該書面の提出期限の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面により回答するものとする。

（技術提案内容の履行の確保）

第18条 契約の締結に当たり、落札者が提示した技術提案等については、設計図書の一部とする。

2 市長は、請負者の責めに帰すべき事由により、前項の規定により設計図書の一部となった提案内容が履行されず、かつ、再度の施工が困難又は合理的でないと認めるときは、工事成績評定の減点、契約金額の減額等を行うことができるものとする。

3 前項に規定する内容は、入札公告に記載するものとする。

（技術資料等の取扱い）

第19条 総合評価に関する審査結果を除き、入札参加者から提出された技術資料等については、公表しないものとする。

2 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、本市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りでない。

（その他）

第20条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。